

鳥羽市消費生活相談室

専用ダイヤル ☎ 1241

わたしたちが相談をお受けします



楠 相談員



里中 相談員

とき 毎週火曜・金曜日午前9時～午後4時
※祝日と年末年始を除きます
ところ 市民文化会館3階・消費生活相談窓口
相談方法 面談・電話相談

消費者トラブル・悪質商法 一人で悩まず相談を

市では、消費者被害の救済や未然防止・拡大防止を図るため「消費生活相談」を行っています。契約上のトラブルなどでお困りのかたは、早めにご相談ください。

農水商工観光課商工労政係 ☎ 1156

若者を狙う 悪質商法にご用心!

消費者トラブルに関する相談は、高齢者だけでなく、学生や社会経験の浅い若者を狙ったものが見られます。今回は、その手口の一部を紹介します。

アポイントメントセールス

電話やはがきで、「会員になれば海外旅行に安く行ける」「あなたが選ばれました」などと呼び出され、高額な商品を契約させられます。

電話情報提供サービス

突然、「有料サイトを利用した料金が未納だ」と、延滞金を

を含めた高額な料金を請求するメールやはがきなどが送られてきます。

資格取得商法

職場などに強引な電話をかけてきて「資格を取ると仕事に有利」などといって、教材の購入や受講を勧められます。

マルチ商法

「簡単にもうかる話がある」などと誘われ、新会員を増やすために高額な商品を買って販売組織に入会させられます。ネットワークビジネスなどと呼ばれることもあります。

これらの被害に 遭わないために

- 1 知らない人からの突然の電話や訪問があったら、慎重に、冷静に
- 2 妙に親しげな言葉やうまい話は、要注意
- 3 呼び出されても行かない
- 4 いらぬものを勧誘されたら、きっぱり断る
- 5 一人で悩まず相談を

わたしは「こんな言葉」で誘われました

～鳥羽市消費生活相談室の相談事例から～

事例 2 (資格取得商法の二次被害)

「仕事も紹介するから」と勧められ、資格取得用教材を購入しました。しかし、勉強する時間も無く資格取得をあきらめていたところに、突然電話が入り「受講を終了するまで解約できない」「解約するには費用が必要」と言われ、教材の費用はすでに支払ったのに、新たに解約費用支払いのローン契約を結ばされました。現在も、その費用を支払っていますが、納得いきません。

助言

経過などを聞き取り、ローン会社への支払停止の手続きの助言や、販売業者との和解に向けた話し合いが円滑に行われるように協力しました。その結果、過払い金を放棄することで、残りのローンは支払わなくてもいいということになりました。

一度、こうした契約をすると、顧客名簿に名前が載り、業者間で利用されるので、注意が必要です。

事例 1 (架空請求)

こども宛に「消費者金融からあなたの債権を譲り受けました」と、業者から請求書が届きました。こどもは、心当たりがないということですが心配です。

助言

何らかの手段で名簿を入手した悪質な業者からの架空請求はがきと考えられるので、しばらくの間、業者の新たな動きを見るよう助言しました。このような場合、連絡を取ってしまうと、電話番号など個人情報の漏えいにつながり、振り込め詐欺などのさらなる被害に遭う可能性があるため、絶対に連絡しないでくださいと説明しました。

その後、業者からの請求は来ないということです。